

2022年6月1日

各 位

会 社 名 株式会社ダイサン
代表者名 代表取締役社長 藤田 武敏
(コード番号 4750 東証スタンダード市場)
問合せ先 戦略企画本部 本部長 多留 健二
(TEL. 06-6243-6341)

資本金の額の減少（減資）及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年6月1日開催の取締役会において、2022年7月6日開催予定の当社第48期定時株主総会に、下記のとおり、資本金の額の減少及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 資本金の額の減少（減資）について

1. 資本金の額の減少の目的

今後の税負担の軽減を図ることを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額566,760,000円を466,760,000円減少して、100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2022年6月1日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 2022年7月6日（予定） |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 2022年7月7日（予定） |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 2022年8月10日（予定） |
| (5) 減資の効力発生日 | 2022年9月1日（予定） |

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変更を生じるものではなく、当社の支払能力や業績に影響を与えるものではありません。なお、上記の内容については、2022年7月6日開催予定の定時株主総会において、資本金の額の減少に係る議案が承認可決されることを条件としております。

II. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(附則)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>3 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、附則4、5において「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>4 附則3の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p>

	<u>5 附則3, 4, 5は、施行日から6か月を経過した日または附則4の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
--	--

3. 定款変更の日程

(1) 定時株主総会決議日 2022年7月6日(予定)

(2) 定款変更の効力発生日 2022年7月6日(予定)

(注) 上記の内容については、2022年7月6日開催予定の定時株主総会において、定款一部変更に係る議案が承認決議されることを条件としております。

以上